

医療ガス安全管理委員会について

土 江 隆

キーワード：ボンベとの誤認・取違い；火災事故；医療ガス装置の誤接続

(雲南市立病院医学雑誌 2019; 16(1): 125-126)

委員会の活動概要

医療法施行規則に基づき、設置が義務付けられている委員会である。病院では、麻酔器、人工呼吸器等を設置し、医療ガスを使用して診療を行っており、危険性もあることから、医療ガスに係る安全管理のため委員会を設けている。この委員会は、医療ガス設備の保守点検業務、医療行政情報の周知、医療ガス設備の新設及び増設工事、部分的な改造、修理等の施工監理業務、医療ガスに係る安全管理のための職員研修等を

行っている。特に、安全管理のための職員研修においては、医療ガスの安全管理に関する基本的な考え方及び事故防止の具体的方策について、全職員を対象として周知徹底を行っている。

今後の展望

酸素ボンベと二酸化炭素ボンベとの誤認や取違い、火災事故など、医療ガスに係る装置の誤接続に起因する事故やヒヤリ・ハット事例が全国的にも後をたたないことから、今後も継続した取り組みを行っていく。

Present status and future perspective of the committee
for safety management of medical gases in Unnan City Hospital.

Takashi Tsuchie

Committee for safety management of medical gases, Division of general affairs, Unnan City Hospital
Correspondence: Takashi Tsuchie, Division of general affairs, Unnan City Hospital [96-1 Daito-cho Iida, Unnan, Shimane
699-1221, JAPAN]
Telephone: 0854-47-7500 / Fax: 0854-47-7501
E-mail: hospital-soumu@city.unnan.shimane.jp